

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社岩村組（所在地 新潟県新発田市）に対して令和5年12月15日付けで行った指名停止措置について、指名停止措置期間の変更を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和6年3月11日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 伊藤 貴子
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社岩村組	新潟県新発田市大手町4-3-21

2. 指名停止措置期間： (当初) 令和5年12月15日～令和6年3月14日(3ヵ月)
(変更後) 令和5年12月15日～令和6年4月14日(4ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の元常務取締役及び元顧問は、新潟県新発田地域振興局発注の「松浦地区区画整理第33次工事」の入札を巡り、公正な入札を妨害したとして、令和5年9月20日、公契約関係競売入札妨害容疑で新潟県警に逮捕され、また、元顧問は同振興局発注の「平木田柳原地区取水工第1次工事」の入札に関しても、公正な入札を妨害したとして、令和5年10月11日、同容疑で再逮捕されたことから指名停止を行ったところ、その後の公判において、元顧問は上記両工事の入札談合に中心的な役割をもって関与していたことが明らかとなった。

5. 措置理由

上記4.については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)別表第2第8号イに該当するほか、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)第3第5項を適用し、指名停止の期間を変更するものである。

参考

- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第3(抜粋)
(指名停止の期間の特例)

- 5 部局長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別な事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。(略)

- 「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2(抜粋)

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる 場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12 号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員 ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	逮捕又は公訴を知った日 から 2ヵ月以上12ヵ月以内 1ヵ月以上12ヵ月以内